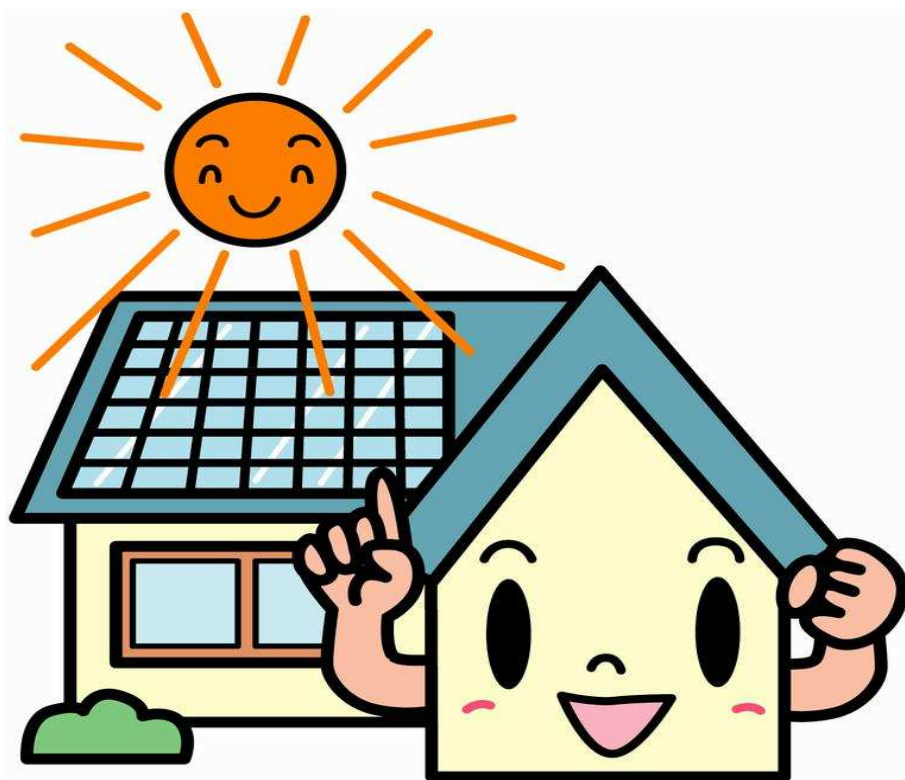


# 美瑛町

## 太陽光発電システム 助成制度のご案内



美瑛町では、クリーンエネルギーの活用を積極的に行い、地球規模の環境問題に配慮した生活と環境にやさしいまちづくりを推進するため美瑛町住宅太陽光発電システムの設置に助成金を交付します。

(問い合わせ・申請)

美瑛町役場 建設水道課 建築係

〒071-0292 北海道上川郡美瑛町本町4丁目6-1

Tel 0166-92-4460

## 1.助成対象者

美瑛町に住所を有し自らが居住する一戸建ての住宅（床面積の2分の1以上に相当する部分が自己の居住に供されているもの。）に太陽光発電システムを設置する方。

## 2.助成金の額

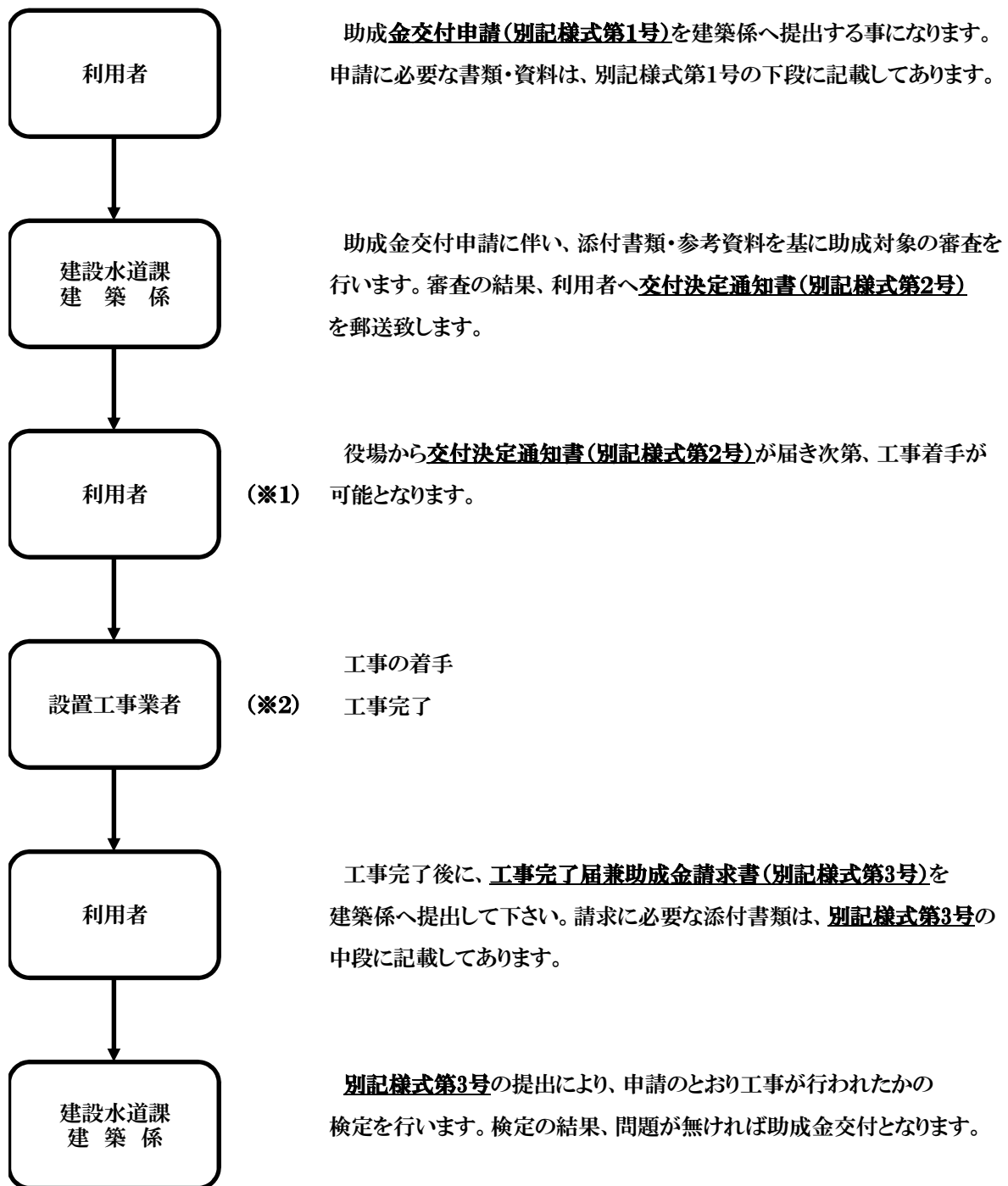
太陽電池モジュールの公称最大出力（kw表示とし、小数点以下第3位を四捨五入）に1kwあたり3万5千円を乗じた額で10万5千円を上限として助成します。

## 3.設置の形式

住宅に発電となるものであれば、屋上設置、地上設置でも助成の対象となります。



## 美瑛町住宅太陽光発電システム設置助成金交付申請の流れについて



※ 交付決定通知の受領後(※1)や改修工事中(※2)に工事内容変更が出た場合は、大至急、建設水道課 建築係へ連絡願います。連絡無く工事内容変更が行われた場合、検定で「申請工事内容と不一致」となり、助成金交付が受けられなくなりますので、十分御注意願います。

【 連絡先： 建設水道課 建築係 TEL92-4460 】

年 月 日

美瑛町長 浜 田 哲 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
 (TEL) 0166 - -

美瑛町住宅太陽光発電システム設置助成金交付申請書

美瑛町住宅太陽光発電システム設置助成金交付要綱第5条の規定に基づき、助成を受けたいの  
 で関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

設置する住宅の所在	美瑛町(字)		
住宅の面積	住宅部分	m <sup>2</sup>	
	店舗部分	m <sup>2</sup>	
設置の形態	屋根上設置型・地上設置型		
太陽電池モジュールのメーカー			
太陽電池モジュールの形式等	形式	出力量(W)	枚数(枚)
太陽電池最大出力の合計		kW	
見積金額			
施工期間	(自)	年 月 日	から
	(至)	年 月 日	まで
備考			

- 添付書類 ① 対象システムの設置に要するに総経費の内訳が明記されている見積書の写し  
 ② 太陽光発電システム設置に係る図面(付近見取図、配置図、立面図、パネル図等)  
 ③ 太陽電池の最大出力の合計値が確認できるものの写し(カタログ等)  
 ④ 納税証明書  
 ⑤ 整備箇所の現況写真(既存住宅及び敷地内に設置する場合)  
 ※④は同意欄により町で確認できる場合は不要

同意(委任)欄

美瑛町住宅太陽光発電システム設置助成金交付申請書の交付申請に際し、美瑛町長に下記の属する世帯全員の町税等の収納状況照会に関する権限を委任するとともに、交付の可否に必要な収納状況等を閲覧すること、並びに収納関係当局に調査、報告を求めることに同意します。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

委任する方

住所

---

(申請者)

氏名

---

印

私は下記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任される方

住所

---

(業者)

氏名

---

委任の内容

美瑛町住宅太陽光発電システム設置事業の内

各種申請手続き

その他( )

年 月 日

美瑛町長 様

申請者 住所  
氏名 印  
(TEL) - -

工事完了届兼助成金請求書

年 月 日付 第 号において助成金交付決定通知を受けた

美瑛町住宅太陽光発電システム設置助成事業が完了したので、工事完了届兼助成金請求書を提出します。

記

- 1. 事業完了年月日 年 月 日
- 2. 助成金請求金額 金 円
- 3. 助成金交付決定額 金 円
- 4. 添付書類
  - ① 請求書又は領収書の写し
  - ② 工事完成写真
  - ③ 電力会社との受給契約書確認書と電力供給開始のお知らせの写し

※ 口座振込の場合は必ず下欄に口座振込先を御記入下さい。												
口座振込先	銀行	本店	1	普通預金								
	信用金庫	支店	2	当座預金								
	農協	支所	3	その他								
	信用組合	出張所	(									
	口座番号 (右から記入)											←
	フリガナ (左から記入)	→										
	口座名義人 ( " )	→										

- ※ 1 口座振込の場合は、上記の金融機関への振込となります。  
 上記振込先が申請者以外の方の口座の場合は、別紙委任状を併せて提出してください。  
 なお、郵便局口座への振込は出来ませんので、ご注意ください。
- 2 窓口払いの場合は、助成金受領の際に、上記に押印した印鑑が必要になります。